

令和2年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和2年6月15日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	川端 美香	市立野洲病院事務部長	吉川 武克
総務部長 兼選挙管理委員会書記長	市木 不二男	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教育部長	杉本 源造	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	広報秘書課長	北脇 康久
総務課長	辻 昭典		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	大橋 幸司	書記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(岩井智恵子君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元の文書のとおりです。

(日程第1)

○議長(岩井智恵子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第3番、長谷川崇朗議員、第4番、橋俊明議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(岩井智恵子君) 日程第2、6月12日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。順次、発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望いたします。

まず、通告第11号、第14番、野並享子議員。

○14番(野並享子君) おはようございます。金曜日に引き続き行います。新型コロナによる営業不振への支援策をとということでお尋ねいたします。

野洲市では家賃補助として1回限りの10万円の支援金を創設されましたが、ローンを払っている方は除外されています。ローンは資産と言われていますが、資産であろうと、賃貸であろうと、固定費として払わなければならないことは同じであります。緊急事態宣言が解除されたからといって、お客さんが元のように戻ってこないということは明らかであります。3密を避けることは市民は十分知っており、椅子席も間隔を空けており、利益

の減少は明らかであります。

そこでお尋ねいたします。まちの灯を守り、支援をしていくために、ローン返済をしている業者にも拡大を図る必要があると思いますが、お尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。野並議員の新型コロナによる経済的影響への対応の中で、ローン返済への支援についてのご質問にお答えいたします。

排除したわけではございませんでして、できるだけ早く、いわゆるテナント料、家賃支援をしようという制度設計の中で、取りあえずやはりローン返済、あと地代、土地を借りて上に建物を建てておられる方も、実質的には建物を借りて事業をしておられる方と同じように固定費を返しておられますし、あと、自分の土地、自分の建物でありながら内装を変えられたとか、お店のリニューアルをされてローンを組んでおられる方も同じなので、本当はその辺りまで及びたかったんですが、一番厳しい、家賃は待ってくれないという発想で、敷居の低い賃貸契約を示していただくのと、事業をしておられる、これは申告ですとか納税の書類ということで、すぐに、1回ぽっきりというか、月5万円を2か月分ということで10万という制度設計であります。確かに問題意識を持っていましたので、今後もう少し状況を見ながら、新しい展開もしていきたいと思っています。ただ、一方でやはり全て賃貸の方は賃貸をやめられたら全く財産はないですけども、ローンの場合はローンが完済されたら資産が残るという意味で、中長期的に見れば資産形成をされておられますので、結果的にはやはり何もなしで、賃貸だけでやっておられる方のほうが厳しいということとも言えると思いますが、いずれにしても当面のこの状況の中では同じなので、今回の国の予算は通ったらしいんですけども、全然情報が来ないんです。本当は市町がすぐに立ち上げられるようにと思っていまして、いろいろ探っているんですが、官庁速報でもまだ具体的に出てきていませんし、これはちょっと変なのではないかなと思っていまして、国はもう既に何かNTTと契約をしているとかと新聞に載っているのに、できるだけ早く情報をくれて、制度設計をしたいなと思っているんですが、国の自治体の補正が明らかになった段階で、それが使用できるのであれば、その辺りまで含めて。それと今回、中小企業者、小規模事業者しか対応していませんので、福祉の施設ですとか医療機関、医療法人等も排除されているので、その辺りまで含めて、本当に困っておられる事業者に対しての支援策を皆さんと一緒に検討していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） この野洲市の家賃補助ということで、業者、商業者、市三宅から永原までの県道2号線を片っ端から歩きました。商工会に入っておられる方はご存じでしたが、入っておられない方はご存じではありませんでした。チェーン店だからどうしようかなと思ったんですけども、行きました。「野洲はこんなことをやってくれるのか」と言ってお喜びおりましたが、「いや、ちょっとチェーン店やから、多分賃貸でやっておられると思うんですけども、駄目でもともとで、申請をされたらどうでしょう」というふうな形でお話をさせていただきました。ですから、いろんな方々がおられます。市長が言われたように、家をお店をリフォームして、本当に家族ぐるみで頑張っておられて、何億という借金を背中に背負って頑張っておられて、テイクアウトもやっている。「けども、そんなのは半分にもならへん」と言うてはりました。「ですから、とてもじゃないけども動いていってないし、解除されたからといってなかなか予約も入ってない」と言うておられますから、やはり市民の皆さんは、まだ3密で、第2波、第3波というところで控えておられます。お葬式も本当に家族葬だけで済ましておられるというふうなところら辺が多くあって、本当に困っておられるという状況ですので、今、市長が言われた、拡大を図っていくということですので、本当に図っていただきたい。野洲で仕事をし、まちの灯を消していかないためにも、何とか支援をしていただきたいと思いますので。国が、国が、国がと言うのではなくて、この今の家賃補助は市がされたんですから、市として、国のメニューでないからできないのではなくて、そこら辺りをちょっとお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、最初は財政調整基金覚悟ですけども、国がこれほど赤字国債を出してやっていて、その財源が来るのであれば、それを使うのが市民のためにもなると思っているから、私は国にすがっているわけでは全くないですよ。正当に国が国会で赤字国債で事業者とか市町に交付金を渡そうと思ったら、これは独自財源と全く一緒なので、その姿を見極めないと、市で使って、また国から無駄な金があるんやったら意味がないので申し上げているので、決して財源を惜しんでいるわけではないですが、そういう意味で、国が議決されたら速やかな情報が来て、それを制度設計と。今、幾つか職員と案を練っているんですが、多分拘束をかけてくるはずだと思うんですよ、新聞を見ているとね。前みたいに何に使ってもよろしいよとかとなっていないと思うので。だから、早く情報が欲しいのですが、むしろ持っておられるのと違いませんか。それはどうですか。国会の議論の

中で、なぜ自治体への情報提供が遅れていることが議論になってないのかが不思議なんです。いつでもスタンバイできるようにしてくれないと。これは今回、私は物すごく、批判をしているのではなしに、心配をしているんですよ。立ち上がりが遅いということで。ということですので、何も市の財源を惜しんでいるわけではなしに、予定されているのであれば、それを有効に使って、今言った広い事業者支援、もちろん市民支援もまた考えていますけども、行いたいなと思っております。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 時間がないので、次に移ります。賃貸ではなくフランチャイズ契約やNPO法人などにも適用を拡大すべきであります。現在の申込みは何件で、該当されない方が何件あったのかお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 議員の皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、2点目のフランチャイズ契約やNPO法人などにも適用拡大すべきでは、現在の申込み数は何件あるのか、についてお答えいたします。

まずフランチャイズ契約の場合は、オーナー店でありますので、小規模事業者としての要件を満たせば、賃借料支援の対象となります。NPO法人につきましては、適用の拡大は考えておりません。

そして、賃借料の申込み件数けれど、6月8日現在で168件受け付けております。このうち、支援要件を確認中のものが2件ございます。支援の該当要件に合致しないものが7件となっております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 次、3つ目をお尋ねいたします。国では持続化給付金や県の感染拡大防止臨時支援金などが実施されていますが、野洲市内の業者で何件申請されたのか、また、除外された方が何件あるのかお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） それでは、3点目の国の持続化給付金、県の感染拡大防止臨時支援金の申請件数についてですが、国の持続化給付金の申請件数は、経済産業省に照会したところ、回答できないということでした。

県の感染拡大防止支援金につきましては、県に照会したところ、6月4日現在で146

件申請されております。除外された件数につきましてはお答えいただけませんでした。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） この持続化給付金、今大きく問題になっていますね。私は孫請ぐらいまではいろいろ知っているんですけども、ひ孫請、やしゃご請、そんなのは聞いたことありませんけども、そんな状況ですから、国が回答できないというのはこんな状況になっているんじゃないかとも思います。それなりにもうちちょっとしっかりとしていたら、滋賀県としてとか、もうちょっとどれだけやというぐらいはつかめるのではないかというふうにも思います。

次に移ります。金融公庫や国の融資を受けた件数、また除外された方は何件あるのかお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 4点目の金融公庫や国の融資を受けた方は何件かについてでございますけれど、金融公庫や国の融資の件数などにつきましては、本市では確認できない状況でございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 国の金融公庫や国金は商工会などが窓口で申請業務をされているのではないんですか。それぞれ個人が国金の申込みをされているんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 今の再質問についてですが、基本的に商工会を通じてもありますけれど、個人的に金融公庫なりにお借りされる物件もございますので。ただ、うちに申請をされても、うちが承認するところもあるんですけど、それを結局、最終的に最後まで申請をされたかどうかの確認ができませんので、ですから数についてはお答えできないということでございます。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） そうしたら、5点目の国税や厚生年金、市税、国保などの支払い猶予を申請した方は何人かお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市木総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 改めまして、議員の皆様、おはようございます。

野並議員の5点目の国税、市税等支払い猶予の申請状況についてお答えいたします。

6月4日現在、国保税を含む市税について、新型コロナウイルス感染症関連の徴収猶予の申請数は16件でございます。このうち、決定件数としては12件、残り4件は審査中というところでございます。なお、国税及び厚生年金については、所管外のため、把握しておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 国税や厚生年金は分からないと言われるだろうなどは思っていましたけども、しかし、市税、国保などの、これは猶予というのは結局、払わんとならんから、そんなに大きく申請がなかったんだらうなというふうに思います。今回、国保の納付書が来ました。減免の用紙が同封をされていたんですけども、あの減免の用紙を読んでも分からないんですよ。自分が該当できるのか。私はあきませんけどね。該当できるかどうかというのは、あの用紙ではちょっと分かりませんので、改善が必要なのと違いますか。

○議長（岩井智恵子君） 市木総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 野並議員の再質問にお答えいたします。

手続が必要な方は総じて周知するというところで、国の様式を参考に減免猶予の申請等を送らせていただいているところでございます。これについては、固定資産税はちょっと間に合わなかったんですが、その他の税については、同封、あるいは説明のパンフレットを入れておりますので、そこへ書く中で、必要な方についてはこちらへお知らせいただきたいという旨で周知させていただいておりますので、内容的にちょっと十分ではないというご指摘がございますので、今後についてはまた検討してまいります。まずはご相談いただきたいということの趣旨が第一ではございますので、実際たくさんご相談いただいて、電話等を受けているということも聞いておりますので、まずは税務課や、あるいは納税推進課等、必要なところへご相談いただければ、状況をお聞かせいただいた中で支援の対応等を調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 支払い猶予よりは、減免が私はすごく効果があると思います。5割減免とか、物すごくいい内容でしたので、ぜひ伝えてほしいと思います。

次、1回限りの支援金でなく、まだまだ第2波も予想されており、追加が必要と考えますが、市長の見解は先ほどお答えいただいたそのままでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 第2波への対応ということですが、当然第2波が来れば、同じようにというか、今かなりいろいろ厳しくなっていますから、そこに追い打ちになりますから、いわゆる第1波以上の対応が必要だと思っておりますが、それよりはまだ第1波の事業とか就労とか家庭への影響が収まってないと思っておりますから、今度取り組もうと思っておりますプレミアム商品券もそういう趣旨で、第1波の収まってない部分で、皆様方に4,000円とかを頂いてもらって消費喚起ということですから、まだ第1波への追加の対応が必要だと思っております。先ほど申し上げていた国の交付金があれば、第1波への対応としてやろうと思っております。第2波のことはまだ考えている余裕はないかと思いませんし、第2波が万が一来たら、今、PCR検査はちょっとだけ増えましたけども、こんなのは全然駄目です。病床、ICUが足りない。そして、治療機、エクモとかも足りないの、何かここで一息ついていますが、危機認識が弱いと思うので、第2波を考えるとよりは、まず第1波の終息と、国レベルで第2波への医療とか介護の備えをきちっとやっておかないと、市民、国民は安心していただけないのではないかなというふうに考えております。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） よろしくお願ひします。

次、3点目のフードロスについての検証をということで質問をいたします。

5月29日の京都新聞に、生活困窮者に食糧支援を栗東の生活支援協議会が行っていることが報道されています。学校に対して休校になってロスがいっぱい出ました。野洲市においても給食材料のうち3割ぐらいはセンターで、保育園、幼稚園、小学校へ登園した、登校した子どもたちのために使用されたのではないのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） それでは、野並享子議員のフードロスの検証について、食材使用量についてお答えいたします。

本年3月の例でお答えいたしますと、食材は通常どおりの3割程度の量を使用しておりました。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今回、フードロスにいろいろ出されました。この検証が必要ではないかと思うんですけども、お尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 検証につきましてですけども、フードバンクびわ湖のほうに確認いたしましたところ、食材の配達先については、個人、社会福祉法人、大学、民間保育所、母子福祉団体など多岐にわたっており、食材は全て有効に活用されたと回答を得ております。また、フードバンクびわ湖は、野洲市と野洲市見守りネットワーク協定を締結しており、見守り活動の一環として食料支援について取り組んでいただいている、非常に関係が深いところがございます。また、冷蔵設備もしっかり持ってございまして、野洲市内で、木部自治会さんの協力で、冷蔵施設も持っておるということで、ここに提供させていただきました。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 社協のニュースでも折り込みで入っていたところにも書いております。これからもきちっとフードロス活用がされるようにやっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員、終わりました。

次に、通告第12号、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 皆さん、おはようございます。9番、田中陽介です。質問させていただきます。

今回は1つですけども、田園周辺地域における防除農薬ドリフト対策についてということで質問させていただきます。

これは簡単に言いますと、野洲市は田んぼと民家とが隣接しているところがどうしても多いという状況になっております。そういった特性から、やはりお互いに気持ちよく、暮らしと営農、そういったことができる仕組みや対策をしていきませんかというような質問になりますので、よろしくお願ひします。

まず2年前に、私はこの農薬のドリフトの対策の関係から質問をしております。そのときは、作業実施者がドリフトの対策をちゃんとしていますかというようなことをメインで

質問しておりまして、当時の部長からは、農薬取締法に基づき、国、県が責任を持ち、滋賀県からの通達などを基にやっていると。農薬については年に数件の苦情があったりもしますが、情報提供の啓発などはやはり必要であるということで、これからも取り組んでいただけるという回答でありました。

一方で、今年に入りまして、市民の方から、こうした農薬ヘリ防除の農薬について相談がありまして、私も再度、いろいろ現地に行っている調べていく中で、少し問題点を発見しました。それは前回の質問のお答えでも頂いていたとおり、この事業の責任者が各地域の農業組合であるということだったんですけれども、この地域の農業組合さんの単位で、その防除の計画周知という仕事があるんですけれども、これは地域によってその対応がかなりまばらであるということが分かりました。やはり市民の健康、財産を守る観点から、そういった農業組合は農業組合長が交代されることもありますし、農業組合別で違うというのもどうかと思いますので、そうした混乱を防ぐためでも、やはり身近な行政である市からも、そういった農業組合に向けた取組が必要でないかと感じております。

また、野洲市においては、野洲市農林水産業関係団体活動等補助金という形で、水稻の防除事業について補助金を出しております。このことから、国、県からだけではなく、市でもやはり防除事業に対する責任があるのではと考えます。

まず1つ目に、前回の答弁以降、野洲市が行っていただいた防除等、農薬に対するドリフト対策での啓発や注意喚起の内容を伺いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） それでは、田中議員の田園周辺地域における防除農薬ドリフト対策についての1点目、防除でのドリフト、いわゆる農薬飛散の対策についてでございますけれども、ヘリ防除の実施者に対しましては、防除の実施体制を聞き取りし、国の「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び県の「滋賀県における無人航空機による農薬散布に係る安全ガイドライン」に基づいた実施をされているということを確認させていただいております。市民から苦情があった際は、次回から実施方法を改善するなど、実施者に対して対応されておりますので、市へはここ数年、市民からの苦情は寄せられておりません。

次に、注意喚起についてでございますけれども、防除の委託者になる農業組合に対しましては、従前から実施していることではありますが、会議の場におきまして飛散防止に係る対策を行っていただくよう依頼をし、併せまして集落の農業者に、県が作成している農薬

飛散防止のチラシを全農家に配布していただき啓発を実施しております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 分かりました。2つ目の質問にも及ぶんですけども、今の回答ですと、特に今までの取組において、結果というか、その問題点がそこまで発生していないことから、それ以外にその質問の後も特別に何かやったということは特にないということでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 今回の質問に対してですけど、2点目にもちょっと関係していることがございまして、どちらで答えたらいいのか分からないところがございまして、2点目のほうで答えさせていただきます。よろしいですか。

そうしたら、2つ目の例年していること以外で何か工夫をしているのかというご質問につきましてですが、平成30年度にご質問いただいたときからなんですけれど、昨年度より、県やJAと野洲市の農業施策全般について検討する野洲市農業戦略推進会議というのを月1回実施しておりまして、その中で、近隣市町の状況を含んだ防除に関する情報の共有化を図っているというのが新たな点でございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。そうしたら、広域で連携してしっかりやっていくというのはすごく大事なことなので、ぜひ続けていただけたらと思います。

それについて、では、次、3点目の質問を行います。啓発している内容を、法的に今おっしゃったガイドライン、国とか県のガイドライン等に基づいてされているということですけども、それを依頼者、また現場の実施者がしっかり遵守できているのかどうかということ把握されているのかというところを問います。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 3つ目の啓発している内容、法的遵守、補助金の申請要件やガイドラインで定めていることを実施者が遵守しているのか、把握についてということでございますけれど、防除における法やガイドラインの遵守につきましては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の中で、農薬使用者は農作物や人畜に害を及ぼさないことが責務として定められております。まずは、農薬使用者の責任において適切に防除

をすることが大前提であると、このように考えております。また、農薬取締法第28条におきまして、使用者に対する指導や助言は、国と県の役割であることが明記されていることから、市においては法令等の遵守確認など、指導的な立場での把握は行っておりません。

こうした中、市では補助事業における書類やJAなどの防除実施者に対する聞き取りによりまして、防除の実施状況の把握に努めているところでございます。

水稲防除に対する補助金につきましては、適期防除による品質の低下防止と良質米の安定生産を目的としておりまして、野洲市農業再生協議会が農業組合へ補助をしているものでございます。

補助に当たりましては、農業組合から、使用する農薬、散布面積、予定日のほか、防除責任者や安全対策についても記載した計画書と、作業実施後に当日の作業写真や農薬の領収書を提出いただきまして、書面上ではありますが、作業実施の確認をいたしております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） そうした形で把握をされているということですけど、主には自己申告といたしますか、依頼者または実施者からの申告による把握ということになるとは思いますが、こうした自己申告以外の方法、例えば現地での視察であるとか、抜き打ちとか、そういったところでも、要は自己申告以外での方法での状況把握というのはされているのかを伺います。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 4つ目の自己申告以外の方法で状況把握しているのかにつきましては、先ほど2点目で申し上げましたように、野洲市農業戦略推進会議で防除状況の情報交換を行い、把握しているのみでございます。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 今回も少しそういった苦情といたしますか、そういった相談が私のほうにありましたけれども、今後、そういった現地調査ですとか、そういったところをやっていたほうが良いと僕は思うんですけども、そういったところは検討されていたりはしますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 春先にというんですか、麦の防止の折に苦情が寄せられているよということをお聞きはさせていただいておりますので、そのときに、やはり現地

に行って一度確認する必要があるのではないか。やはりどういうふうな形で防除をしているのかということを知らない限り、周知等についてもなかなか難しいところがございますので、やはり一旦はどこか抜き打ちでもいいので現場を見る中で、やはりこっちの参考にしながら今後の啓発の仕方というのかな、そういうのを考えていくようにということで、この今度の稲の水稲防除につきましては、どこか、どことは言いませんけれど、確認して、こちらの見識を広めていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。全てはできないと思うんですけども、やっぱりそういった緊張感といいますか、そういうのも一定必要なのかなというふうに思っております。

あともう一つ、今はどちらかというと実施に及んでの現地の把握というところだったと思うんですけども、この周知のほうというのが実は今回、どちらかというとメインで私がちょっと危惧しているところでして、自治会じゃないんですね、農業組合が基本的には責任を持って委託者としてそういった業者の方に依頼されているんですけど、実質周知してもらっているのは、自治会にさらにそこから依頼されていることが多いんですよ。農業組合が直接周知しているというよりかは、自治会に依頼されて、回覧板に載せてくださいねとか、放送していただきねとか、そういったことをされていることが多いというふうに私も調査から分かっているんですけども、やはりその自治会には直接誰も指導してないわけですね。その周知の方法であるとかそういったことはやってなくて、この国のガイドラインがあるんですけども、これに書いてあるのを読みますと、この空中散布の実施区域等に家屋等がある場合、使用する日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先、ここまでしっかり情報提供しなさいよということが明記されています。僕が相談されたときは、この農薬はまいてはるのは一体どういう理由なのかと。子どもがらいる中で、どこまで体に被害があるのかとか、吸わへんかったら大丈夫なのか、触ったらあかんのかとか、そういうのは非農家の人たちはふだん別に農薬を触ってないですから分からないわけですよ。だから、そういうところまできちり知らせないといけなんですよということを、ちょっとすごい聞き取りづらいですね、周知してもらい必要があると思うんですよ。自治会によっては、農業組合長さんと自治会長さんを兼ねていらっしゃるケースもあります。そういうところはしっかりその辺を分かっているかと思うんですけども

ども、そうじゃないケースもあると思いますので、その辺の対策も必要じゃないかと思うんですけども、見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 今の再質問についてでございますけれど、地域によっていろいろ対応が違う。これは当たり前のことではあると思っております。やはり当然のことにより、独自の周知の仕方というのがありますので、その辺はその自治会、自治会の自治的なものがございますので、その辺は何とも言えませんが、ただある程度、こういうようなことをやっていったらどうやと、前には前段でマニュアルをという話もある中で、マニュアルとまでもちょっと市としては考えてはいないんですけど、計画書なり実績報告書を出していただくときに、何かチェックをできるような項目をつけて、やはりきっちりその辺の周知が徹底できているかという確認ができるような体制というのか、そういう啓発の方法を今後考えていきたいなということを考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 分かりました。それに加えて、これは提案といいますかあれなんですけど、農業組合長さんとかが一堂に例えば集まる機会等があるのかどうか、ちょっと僕は把握してないんですけど、もしあれば、やはり各地域でどういうふうにされているのか。例えば、僕が聞いている中で、先進的というのか、すごいなと思ったのは、もう本当に民家と直接隣接しているような田園については、こうしたヘリ防除は認めないというふうに決められているところもありますし、そもそもそういうことが決められるということすらも、みんなは何か想像にもないところもあると思うんです。だから、そういったいろんな事例があって、こういうところはこういうことをされていますとか、そのいい事例を何か皆さんに共有してもらって、それで、例えばその地域の農業組合の中でああやこうやとちょっともんでもらうとか、何か今までの慣例で、やっぱりもともと新しいことをやるというのはみんなはしなくて、持ち回りでやっているようなところもあると思うので、もう一回ちょっとしっかり考えてもらうということも大事なのかなと思っておりますが、そういった機会というのはあるんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 今の再質問の関係なんですけれど、そういう機会はまたありますので、今おっしゃっているように、この区域はヘリコプターは飛ばしたらあかん

とか、ここはもう必ず地上防除をしようとか、粒状のものでいこうとか、いろいろその自治会、自治会、農業組合さんによっていろんな対応もされておりますので、その辺はまた意見交換ができるような場、そういうようなときにまた意見交換ができるようであれば、してまいりたいなというふうなことも考えます。ありがとうございます。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 分かりました。よろしくお願いします。このドリフトというのは絶対にするものなので、動いていてカーブしたら絶対、慣性の法則で、飛沫は風もちょっとあったら飛ぶものなので、本当に近いところは気をつけていただきたいなというふうに思っております。では、それを期待させていただきます。

次、5番目に行きたいと思うんですけども、やはり野洲市は昔から農業のまちでありますので、どちらかというと、こういった農業者の防除とかに対して皆さんはすごく理解があると僕は思っております。ただ、それは必ずしもいいものではなくて、本来コンプライアンスの意味からしても、やっぱりそういうところをきっちり、健康と安全を守りながらしっかり営農をしていくというのが大事で、昔はみんな農業者やったもので、少々あれでもお互いさんやみたいなところがあったと思うんですけども、これからはやっぱり農業をやってない方が移り住んでこられるケース、特に田んぼを開発したところなんかやと、田んぼと隣接するケースにはなると思うので、その方々はやっぱりすごく気になると思うんですね。だから、それを昔の農業地域の論理でやるのではなくて、しっかり、営利企業ですから、営利企業が営業活動でやることなので、そこは人に迷惑をかけてはいけないというのは当たり前のことですし、それは法律的にもかなり厳しくこのガイドラインはなっているんで、それを遵守していただくように、やっぱりこの一番身近な行政である市も、機関委任事務としてはないないと思いますけれども、やっぱり気にしていかないといけないところかなと思っております。なので、こういったことに対する市民への肉体的、精神的健康とか、あとはその委託事業者、実施事業者への適切な啓発、またそういったものについての市の責任と役割というところで、広い意味で市長にお伺いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の農薬の散布に関するご質問にお答えします。

部長の答弁で全部答えが尽きているのではないかなと思うんですけどね。

○9番（田中陽介君） 同じ考えか……。

○市長（山仲善彰君） いや、同じ考えか、何を聞いておられるのかちょっと分からない。

部長に聞いたことを聞いておられると思うんですけど、あえて今の質問の中で触れられたことでいえば、農業は業なので事業ですから、本来事業者が法令を遵守してやるということと、事業者の情報開示ということなんですけども、農業の場合は自然との営みということで、通常の事業とは違う要件が存在します。今の農薬もそうですけども、水もそうでした。それから、いわゆる事業所の敷地境界というのが明確になってない。自然の中で営まれているということもあって、限界が存在すると。それともう一つは、前から言っていますように、日本の土地利用法制が緩いので、沿道開発で認めるとか、地区計画で認めるということで、増認がきちんとしてないので今みたいな問題が起こってくる。それを全て農業者に負担をかけるというのも課題だし、それに市ができることというのは幾つかまだあると思いますけども、あまりプラスでやってしまうと、今度は農業が成り立たないという状況が出てくると思います。それより心配しているのは、昔だったら名前を書いて印鑑を押さないと買えなかったジェネリックの除草剤とか殺虫剤が、今はホームセンターとか至るところで売られていまして、滋賀県の場合はそれが全て琵琶湖へ流れ込んでいく、場合によっては下水に入っていくという、むしろその量のほうが膨大でして、事業として管理されている農薬の今、ご心配の点も確かにありますけども、かなり制度が進んでいますし、農薬は日進月歩で、別の問題が出てきますけど、一定の改善はされていますけども、ジェネリックの除草剤、農薬のほうにこそ、もっと関心を向けないと、事業者でない私たちが家の庭にまくとか家庭菜園に使う、これのほうはむしろ脅威ではないかなというふうに思っていますので、そういうことを併せて、市民の方が自然の生産物でないものを自然の中に加えるということについての注意喚起とか、正確な情報を出していくというふうな全体像のほうが大事なので、あまり何か市民からの苦情だけにこだわって延々と質問していただくよりは、もう少し広い環境と健康の対応の中からご質問を頂いたほうがいいのではないかなというふうに思います。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 今、市長からすごく大事なところをご指摘いただいたのかなと思っております。おっしゃっているのは恐らくラウンドアップとか、ああいうグリホサート系を含むものだと思うんですけども、海外とかでは、日本はまだないのかな、そういったものを家庭菜園用としてまいたりするのを禁止している国とか地方というのはたくさんあります。そういう意味で、野洲市もそういったことを、今、市長がおっしゃったように、それを市として取り組んでいきますよというようなことを今、おっしゃったという認識で

よろしいでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、そんなことは言っていませんよ。ですから、今、問題意識を持っておられるんだったらそこまで及ばないと駄目だし、そういうことを含めて正確な情報を提供するというのが市の役割であって、規制するとかそんなところまで及べる権限は全くないと思います。条例でも無理だと思いますね。社会上、認められているものの使用禁止というのはあり得ない。だから、排除というところの気づきがあって、むしろ農業者のほうが量として一定のルールに基づいておられるので、あまりそこに、今のままでいいとはいいませんけども、神経質に関心を持たれるんだったら、もう少し広い観点でご質問されたほうがいいのではないかなということを行ったわけです。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 別に農業者のどうこうというのは今回あまり言ってなくて、どちらかというと周知のほうを言っているわけなんですけれども、そういう周知という意味で、先ほどおっしゃったこと、農薬の適正使用とかそういったことはどんどんやっていっていただいたらと。正確な情報をぜひ伝えていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第13号、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） おはようございます。2番、新誠会、山崎敦志。コロナウイルス感染でお亡くなりになられた方、しばらく治療中の方へお見舞いを申し上げます。関係各位、病院の関係者の方に、日々終息支援対策等に関わっていただいていることに関して感謝いたします。

今回、鳥獣被害防止についてということで質問させていただきますけれど、この前、質問提出の頃に、大津市のほうで5月の末、住宅地のところら辺でツキノワグマを目撃したというのが2件ほど出ていました。幸い、野洲市のほうではそういうふうなことないんですけど、やはり今、県民でも関心の高い話題かも分かりませんので質問させていただきます。

市内における鳥獣被害の中でも、やはり絞り込めるのは、イノシシによる水稻、野菜及び大豆、アライグマ、ハクビシンによる野菜、果樹の被害が多く報告されています。平成27年度、イノシシによる被害額は188万5,000円となっており、アライグマのほうも数千円の被害が出ております。どちらも山裾野一帯で発生しており、また昨今、イノシ

シの豚コレラの感染が危惧されているところですが、滋賀県では豚コレラ、CSFに対する感染拡大防止のために、野生イノシシの生息地域の山の中に経口ワクチンの散布が行われていますが、現在も終息することなく発生が継続している状況です。令和2年4月28日から5月18日の間で、野生イノシシ39頭を捕獲しています。これは県のインターネットで出たところです。このうち8頭が検査の結果、陽性反応が出ているという状況です。こうしたことから、今回、イノシシ被害についてお尋ねします。

本市の豚コレラ感染防止対策の対応状況を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） それでは、山崎議員の鳥獣被害防止についての1点目、豚コレラ、CSF感染拡大防止対応状況についてお答えいたします。

CSFの感染拡大の原因として野生イノシシの関与が挙げられております。国から県に対しまして、野生イノシシのワクチンベルトの構築と捕獲強化の協力要請がありました。このため、県におきましてワクチン散布のエリアの設定と散布及び捕獲重点エリアの設定が行われました。

本市におきましては4月1日より県の捕獲重点エリアに設定を受けまして、箱わなやくくりわなを増設することでイノシシの捕獲強化をさらに進めているところでございます。

また、CSF早期発見のため、5月21日に家畜保健衛生所よりCSFの検査に必要な器具、消毒液などの配布を受けまして、狩猟団体にお渡しし、検体採取をお願いしているところでございます。今後、狩猟団体と連携を図りながら、検体採取により、市内のCSF感染についての情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。データを見てみると、捕獲された豚コレラの発生の表を見ると、今までは竜王エリアで湖南市辺りまで捕獲感染の陽性が出ていて、野洲市から高島のほうというのは大分かなり少なく、やはり東近江を中心とした山間部が多かったということで、今回そういうような準備がされているというのはちょっと安心した状態です。ありがとうございます。

2つ目に行きます。いろんなところで被害の軽減目標とかそういうものが出されておるのですけれど、本市の目標というのは、多分、滋賀県西部・南部地域鳥獣被害防止計画の中に出されていると思うんですけれど、その辺の数字を分かる範囲で、分かれば5年ほどと

書いていますけれど、お教えいただけませんか。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 2点目の被害の軽減目標と実質被害についてでございますけれど、まず被害の軽減目標につきましては、今、議員がおっしゃられたとおり、滋賀県西部・南部地域鳥獣防止計画におきまして、令和4年度にはイノシシの被害金額を83万円、被害面積を1.81ヘクタール以下とすることを目標と定めております。

次に直近5年のイノシシ被害額と面積についてでございますけれど、平成27年度で188万5,000円、6.74ヘクタール、平成28年度52万8,000円、1.80ヘクタール、平成29年度40万円、1.54ヘクタール、平成30年度118万9,000円、2.60ヘクタール、令和元年度170万4,000円、3.05ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。だんだんだんだん面積、1.8ヘクタールからまた被害範囲が2.6まで増えて、金額が上がってきています。これについてイノシシの捕獲なんですけれど、市内ではどのような捕獲というか、禁猟区だと思うんですけれど、市内での捕獲について、どのような形、おりとかそういうふうな仕掛け、先ほど言われましたけれど、どのような形で何頭ぐらい捕獲されたか教えていただけますか。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 先ほども申しましたように、今までは箱わなだけでやっておりましたけれど、これは有害鳥獣の駆除ということで、年間を通じて許可をさせてもらった方でやっていたているわけなんですけれど、大体毎年67、8頭、去年もたしか67頭かそれぐらいあったと思うんですけれども、数字的には去年、おとしも同じぐらいの数字で、67、8頭で推移していたと思っております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。それで、今、ネットで見たんですけれど、山裾野一帯、イノシシの柵の設置に対して、市から申請されたところに補助が出ています。実際、年間で侵入防止柵というのでずっと300メートル分の計画をされているという情報をネットで見ました。その辺で実際、今、メートル数300メートルに対して、毎年同じ

ところがやれるというわけじゃないと思うんですけど、どのぐらいの量の柵の補助とかそういう申請が出されていますか。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 3点目の質問ということでよろしいですか。山裾野一帯でのイノシシ捕獲柵設置支援についてですが、本市が補助金を交付している野洲市有害鳥獣被害対策協議会の事業として、平成26年度までに延べ1万5,760メートルの獣害防止柵を自治会に配布し、設置していただいております。また、平成27年度以降もこれらの柵の維持・補強用としての資材を自治会に配布しておりまして、本年度におきましても山裾野の自治会に要望調査を実施しまして、要望のあった8自治会に対しましてワイヤーメッシュ530メートル、目隠しシート延べ1,000メートルを配布する予定でございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。地元自治会の申請されたものが通れば、また天候がよければ、すぐにかかりたいと。特に柵はありがたいんですけど、柵を留める単管がかなり打ち込みに難儀しているということも聞いていますので、その辺のご相談があればまた、支援をしてやっていただきたいと思います。

同じ柵の支援なんですけれど、今開発されています小篠原台の開発は山裾野に隣接しているんですけど、あの山の脇から今の住宅開発のあの山の裾野は、地域自治体でそういう対策の柵は実施されているんですか。現地は見に行っていないんですけど、お分かりでしたら。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 山の脇のほうの開発になると思いますけれど、そこにつきましても、小篠原のほうで柵を設置していただいております。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。野洲に来て住んだらイノシシにやられたとかというのが出てくると、また私も心配ですし、今までの住宅開発は山裾からかなり離れていますので、今回あの近辺、特に今度の8号バイパスができて、あの辺の都市開発とかがいろいろと進むと、やはり地元で責任を持って対策を取っていますけれど、先ほど農薬の被害も言われていますけれど、新興の方に対してどういう説明をするかというのは自

治会の大きな問題になってきますので、またよろしくお願いたします。

4点目なんですけれど、一般社団法人滋賀県猟友会野洲支部及びNPO法人H・W・Eはイノシシの捕獲、狩猟等に関わっておられるんですけれど、その辺の会員数とか活動はどのように把握されているかというのをちょっとお教えいただきたいのと、それらの団体はイノシシ被害軽減目標の共有というか、情報交換がされているのかというのが、お分かりでしたらお教えいただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 4点目の狩猟団体の会員数、活動内容の把握、イノシシ被害軽減目標の共有についてでございますけれど、まず狩猟団体の会員数ですが、一般社団法人滋賀県猟友会野洲支部の会員数は15名でございます。NPO法人H・W・Eの会員数は6名でございます。

活動内容の把握につきましては、委託契約時に駆除対象の鳥獣を確認いたしまして、年度途中におきましては、有害鳥獣被害の現地確認時や、協議の場を通して活動内容の情報交換を行っております。最終的には年度末に狩猟団体より提出される実績報告によりまして、各団体の活動内容を把握いたしております。

また、イノシシ被害軽減目標の共有につきましては、滋賀県西部・南部地域鳥獣防止計画に基づいた目標の情報共有を行っております。今後におきましても、野洲市有害鳥獣被害対策協議会の研修会などにおきまして、情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。今、野洲市内に猟友会等の2団体がありますが、地域によっては単独で滋賀県猟友会のほうから紹介いただいて、やられているところがあると思います。部長もご存じだと思うんですけれど、その辺に関して野洲市内の猟友会、NPO法人に、野洲市内のそういう山裾野に仕掛けをやったりとか、そういう捕まったイノシシの処理等々をお願いするように推進するのか、やはり地域ごとに考え方があるので、そちらのほうで地元の対策として取り組むほうがいいのか、どちらでもいいんですかね。その辺はどうなんですか。野洲市の猟友会支部を通して、基準か何かはございませんか。教えてください。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 市といたしましては、やはりこの野洲支部と、それから

H・W・E、この2つの団体に対しましてお願いしているところでもございますので、三上のほうで1か所だけというんですか、ある地域においては、それをさらに、それだけではちょっと物足りんということやられているところがあるということもございますけれど、基本的には市としてはこの野洲支部とH・W・Eさん、この2つのほうでお願いしていこうというふうには考えております。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。なかなか地域ごとにいろんな考えがありますし、特に私の地元においては5か村という地域があって、被害を受けているのは山出、東林寺ということで、それを一昨年から地区全体でやろうということで、いろんな地域の清掃活動とか、三上山に上がる行事があれば何人か各地域から出て行って、今先ほど言っていたいたいの柵の補修、強度化とかそういうものの対策に関わるように地域がなってきました。やはりまちおこしの一つとして、限られた人だけでやるじゃなくて、地域で全部に参加しようという形で今、活動をやっているんで、独自の対策かも分かりませんが、今後も進めていっていただきたいなと思います。

5つ目の質問に入ります。これが最後です。コロナ感染防止緊急事態宣言、行動自粛が出ている期間に、平日、休日にかかわらず、里山へ家族連れで山登りをされる方が多数見受けられました。1週間の間にイノシシの死骸が集落の50メートル範囲で2体発見されています。これは5月の連休明けということですが、地元自治会では里山登山道出入口に看板を設置し、山登りマナーについてお願いの取付けもしています。しかし、原因調査をした結果、登山口のないイノシシ被害防止柵を開放したまま下山されている事例が判明しており、こうしたことから里山登山愛好家の皆さんへの注意喚起看板を登山口に、また観光案内パンフレットに里山登山の注意事項等の対策を講じてもらえないかお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 5点目の登山者への注意喚起の対策についてでございますけれど、里山登山、特に、三上山については緊急事態宣言後も登山者が多く、ホームページでの自粛のお願いに加えまして、登山道入り口などに看板設置を行い、自粛要請を行ってまいりました。

今般、イノシシ被害防護柵を開放したまま下山された事例があるということ踏まえまして、三上山登山マップを増刷する前に、地元自治会や観光物産協会と協議しながら考え

てまいりたいなと思っております。それによりまして、より快適にマナーを守りながら登山を楽しんでいただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。早急に取組、現地に商工観光課の課長のほうが、こういう問題があったということで、現地自治会ないしは看板設置のほうの検討をするということで、どういう方法がいいかという相談をしていただいたというのを聞いておりますので、早い行動をありがとうございます。

あと、これは直接関係ないんですけど、三上山はハイキングコース的な低い山ということで、数多くの方が来られているんですけど、やはり上半期だけでも消防署のレスキューヘリコプター等々が救助に上がっています。やはり岩山の部分がございますので、できましたらそういう、登山家については常識的なことなんですけど、案外家族連れ、高齢者の方での、滑ってけがをすとかというので救助が出ております。そういうものもできましたら注意事項に加えていただきたいし、実際、市のほうでつかんでおられるレスキュー的なものは、分かれば、今年で何件ぐらい出ているか教えていただけませんか。

○議長（岩井智恵子君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 今の山崎議員のご質問なんですけれど、今、こちらのほうには資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることはできません。ただ、おっしゃってましたように、このゴールデンウィーク終了以降、明け以降ぐらいに、2件ほど防災ヘリが飛んでいる状況を私も確認しておりますので、その辺、また何らかの形で注意喚起ができればなどということは考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。やはり野洲のシンボルでもある三上山ですので、そこら辺で年に数回、重症患者、軽微なものはしょっちゅうあるんですけど、重症患者が出たりしています。やはりイメージとして新聞沙汰で出てくるとなると、野洲のシンボル、私どもの神社のご神体でもあるところで、そういう災害が起きるというのは一番危惧するところがございます。いろいろなところで啓発していただく。特にイノシシについても先ほどお願いしましたが、登山愛好家に対して今後もパンフレット等で啓発をお願いしたいと思います。

質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の再開に先立ちまして、山本剛議員より発言の訂正の申入れがありましたので、これを許可いたします。山本議員。

○11番（山本 剛君） 第11番、山本剛です。発言の訂正をいたします。

6月11日の一般質問、新型コロナウイルス感染拡大と人権課題の中で、「野洲市においても小中学校は3月下旬から5月末日まで休校となりました」と述べましたが、正しくは、「3月上旬から5月末日」であります。

以上、訂正いたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第14号、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 13番、工藤義明です。私はコロナ禍と大規模災害対策について質問に入らせていただきます。

質問に入ります前に一言申し上げます。質問に入る前ですが、市民の複数の方から感謝の声がありましたので、この場を借りてご紹介いたします。それは市民病院と郵便局前のバス停におきまして、当初よりお願いをしておりました待つときの長椅子問題、これが予定より早く設置されたということで、あそこを利用されている方から感謝の言葉がありましたので、この場を借りまして代弁してお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。市長をはじめ行政職員皆さんが市民の皆さんの命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染対策に日夜奮闘されていることに感謝申し上げます。新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言は5月25日に解除されました。感染者は全国で1万8,000人を超え、亡くなられた方も900人を超えておられます。ここに深く心からのお悔やみを申し上げ、またいまだ入院されている方々にはお見舞い申し上げます。滋賀県では100名、野洲市では3名の感染者が発生していますが、今日まで市民の皆さん一人一人が感染予防に協力していただいた結果、新たな感染者も出ていません。市民の皆さんには感謝申し上げる次第です。しかし、徐々に通常生活に近づく環境も出てきましたが、決して新型コロナウイルスが消えてなくなったわけではありません。今後、第2波、第3波というところにも警戒が必要と指摘されているところ

です。これから本格的な雨季を迎える中、大雨や台風襲来にも注意が必要な季節となりました。さらに、今やいつ襲ってきても不思議でない大震災と自然の驚異を考えますと、いかに対策を万全に行い、大事な命を守るかが重要課題です。

そこで、新型コロナウイルス感染対策と避難所の関わり、そのほか関連を中心に質問させていただきます。

1つ目といたしまして、災害対策用の備蓄品の品名と数量について伺います。まず、地域防災計画に基づく備品管理等に関係部署の皆さん、大変日夜苦勞されていることに感謝を申し上げ、質問に入ります。まず1点目、備蓄品整備計画に示されている目標数に対して不足している備品があるのはなぜなのかをお聞きします。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、工藤議員の1点目の災害対策用の備蓄品についてのご質問にお答えさせていただきます。

備蓄品整備計画に示されている目標数に対して不足している備品があるのはなぜかについて、市では地域防災計画において、災害時に必要となる物資等について確保に努めるとし、非常食及び毛布については整備目標数を定めているところでございます。

現行の整備目標数値については、平成26年3月に滋賀県地震被害想定の変更を受け、平成30年3月に野洲市地域防災計画を修正し、その時点で非常食を4,000から19,200に、毛布は4,000枚から5,000枚に変更しているところでございます。そのような経緯から、計画的に整備目標数に達するよう毎年度予算確保を行い整備に努めているところではございますが、誠に残念でございますが、目標に達していない品目があるのが現状です。今後、整備数を確保するように努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今おっしゃっていただきました平成30年度に改定を確かにされております。食料関係でビスケットをはじめといたしまして、おかゆ等、非常食の合計1万9,200食用意されているということでは安心しているところです。しかし、このほかにもたくさんの備品があります。その中で申し上げたいのは、災害というのは、もう私どもが言うまでもなく、計画的にやってくるものではありません。最大級の災害に備えたものにすべきというふうに思います。それで、現在、梅雨入り宣言が出ました。既に各地ではもう、小さな被害ではありますけれども、被害も出ております。この中でお聞きした

いのが、発電機について詳細をお聞きしたいのですが、現在保有台数、大型2台、小型8台というものが準備されております。避難場所の関係とこの台数との関係では適正なものなのかどうかということをお聞きさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） すみません、最初にちょっと訂正をさせていただきます。先ほどの答弁の中で、目標数1万9,200と申し上げましたが、それは合ってはいるんですけども、現実には、先ほど申し上げましたとおり、整備目標数に達していない部分が非常食でございまして、非常食は現時点では1万4,718でございまして、すみません、そこだけちょっと、来年度また増やしていくつもりはしておりますので。

それと、本題のほうへ移らせていただきます。発電機につきましては、全体35か所の避難所があるところがございますが、35か所全部にというわけにはまいりませんので、現時点では各学区1か所プラスアルファで、それにコミセンはコミセンでまた別に、しのはらコミセンとみかみコミセンには別に1台ずつ用意してあるところから、たちまちに対応できるのではないかという認識は持っております。今後、こちらの市民部としてお答えさせていただきますと、コミセンの改修時に発電機の整備を行いたいと思っておりますし、状況に応じてまた整備はしていきますが、現時点では一旦はこれで何とかなのではないかという認識を持っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 現在の台数が、今ありますのが10台。予定では、この令和2年度に整備計画ということでは合計18台ということで、大型3台、小型3台というのが当初は令和2年度の整備計画といたしますか、購入計画ということがありましたけども、その追加のこの予定、3台、3台ということについては、計画は順調に今回なされるんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） すみません、本年度の予算ではちょっと確保できてない状況でございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 時間の関係で、あまり中身を細かくいったらまた皆さんに怒られるかもしれませんが、やはり災害が今、いつやってくるかということをおは先ほ

ど申しました。全く予測できない状態での災害、これに対する対応がいかに大事かということ。予定される災害、やってくるだろう、特に台風なんかの進路が予測されます。こういったことと違って、災害が起きたときの、やはりこの発電機というのは非常に重要なものです。ぜひ予定どおり、この残り、大型3台、小型2台については予算を工面していただきたいというふうに思います。

それでは、次に質問2点目といたしまして、段ボールベッドというものが備蓄としては必要ではないかと思っておりますけれども、現在の状況をお聞かせください。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 段ボールベッドにつきましては、災害時、避難所生活が長期間になった場合に避難者の負担を軽減する物資でございますが、調達につきましては、災害時における段ボール製品等の調達に関する協定を県内企業と締結しており、これにより災害時には速やかに必要数を確保する見込みでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 先日、東消防署の備蓄品のところを見させていただきました。そこに段ボールベッド4セット保管されていたわけですが、その4セットは訓練用ということでもありますということでした。それで今、お答えを頂きました協定書というのは、確かに2社のほうと協定書が結ばれております。この協定書に詳しくは記載されていませんけれども、いざ緊急のときにこの段ボールベッド、時間的に1日で手に入るのか、1週間かかるのか、そういったことはこの協定書の中にはないんですが、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） もちろんこれは災害の規模、内容によって異なりますけれども、1週間以内には必要数があるようにお話はできているように聞いております。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今回はコロナウイルス関連ということで質問に入っているわけですが、今この避難所において、通常であれば広い体育館等での雑魚寝という形の避難所というのが普通でした。しかし、今回のコロナウイルス問題では、広いところで避難されたらコロナウイルスというものが床面近くにたまるんだと。そのために通常みたいな雑魚寝をすると、コロナウイルスに感染しやすい状況ということが言われております。そ

うなると、段ボールベッドというのが非常に大きな効果を発揮するということが言われております。こういった点で、段ボールベッドというものを私は緊急にでも備蓄品の中に加えていただくということをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） おっしゃるとおりでございますが、段ボールベッドとは別に、今回の補正予算で認めていただいたテントのほうを、7月末には50、10月末には50来る予定でございます。このテントによりまして、隣接との隔離を図ることが可能でございます。地面からとおっしゃいますのはそのとおりなんです、基本的に靴を脱いで体育館等にかかることとなりますので、そこはそれでクリアできるのではないかという認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 本来であれば段ボールというのが非常に便利なものだというところ、これはもう報道もされております。また、各地の避難所でも運営されているところですね。

そこで、私がもう一つ聞きたいのが、先ほど回答がありました、この段ボール会社との協定書、これについてお聞きします。この協定書、会社2社、ここに書かれております。企業名、新江州株式会社、これは長浜市に存在している会社です。それから、セツカートン株式会社、こちらは伊丹市ということになっております。この野洲市には唯一の段ボールの会社が野洲の三上のコミセン前にございます。八幡木材という会社でございます。こういったところに、この協定書を結ぶ際には、その企業にも話を持っていかれたのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 申し訳ございません、ちょっとその経緯は後で確認して、またご報告させていただきたいと思っております。ちょっと持ち合わせの資料がございません。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 私は直接、八幡木材のほうに訪ねていきまして、今回契約されている、協定されている段ボール、こちらにこの絵を描いたものがございます。これはこの会社、協定を結ばれましたJパックさんですか、及びセツカートンさん、こちらのほうが特許を持っておられる内容の段ボールベッドかと思っております。それで、ほかの企業の方が

この段ボールベッドを設置しようと思うと、この方法と違う方法を取り入れるということになるわけですが、その三上の会社ではこれに相当するベッドというのは供給できませんという話もございました。

そこで、私が申し上げたいのは、なぜ地元こういった企業があったのに、こういった会社にも一つも声がかけれなかったのか。地元の企業との協定が結ばれると、一日も早い供給ができるのではないかとといった点から、この地元の企業との問題を聞いております。これについてはぜひ後ほど回答いただきたいと思います。

それでは、2点目の質問に入ります。ハザードマップの指定避難場所と指定緊急避難場所の食い違いについてお聞きいたします。それで、まずお聞きしたいのが、この指定避難場所と指定緊急避難場所の大きな違いというのをご紹介したいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 2点目のハザードマップの指定避難所と指定緊急避難場所の食い違いについてのご質問にお答えさせていただきます。

指定緊急避難場所は、平成25年6月の災害対策基本法の改正により新たに設けられたもので、その詳細については平成29年3月に内閣府が指定緊急避難場所の指定に関する手引きを策定され、本市では、その手引きに基づき、平成30年3月の野洲市地域防災計画の修正において指定緊急避難場所の位置づけを行っております。

具体的には、指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4において「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所を洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する」と規定されています。

一方、指定避難所は、同法同条の7において「災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する」と規定されています。

ちょっと分かりやすく言いますと、例えば津波が来ました。水が迫ってきます。取りあえず家を捨てなきゃなりません。家から逃げましょうというとき、一時的に逃げるのが指定緊急避難場所。一旦水が引きました。落ち着きました。ちょっと家には帰れませんということで、しばらく生活の根拠を置くところが指定避難所というふうに考えていただければいいと思います。

このため、本市でもこれまでの指定避難所と重なる形とはなりますが、指定緊急避難場

所は災害ごとに対応可能な施設だけではなく、場所として野洲川ふれあい広場と野洲川河川公園の2か所を加えて37か所を指定しています。一方、指定避難所は、災害に関係なく一時滞在が可能な公共施設の35か所を指定していることから、数に違いが生じております。

なお、指定緊急避難場所の位置等については、本市では平成29年度野洲市地域防災計画の修正時に指定緊急避難場所の指定を行ったことから、現在のハザードマップについては反映しておりませんが、今年度実施するハザードマップ更新事業にて記載を行う予定になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、回答を頂いたんですが、私がもう少し具体的な、市民にも分かりやすく、それから、私もあまり今まで勉強してなかった点で分かりにくかったので、詳しくお願いしたかったんですが、指定緊急避難場所、この文章だけで感じるの、先ほど詳しく中身を言ってもらいました、命を守るための緊急的に避難する場所とあったことがありました。そこで、今回の文章でも書いていますように、確かに指定避難場所というのは数が挙げられております。野洲全体で言いますと36か所、これは守山の吉身小学校も含めてですが。ところが、この計画書でいきますと、指定緊急避難場所というのを一つの例題で野洲と三上学区、ここで見ますと、指定避難場所は合計で守山も含めまして13か所ございます。指定避難場所。ところが、指定緊急避難場所というのが、守山の吉身小学校を除けば、野洲中学校のみになっているわけです。これを考えたときに、命を守るために緊急的に避難する場所が野洲中学校だけと、この矛盾点をどうしても理解ができません。その点でもう少し理解が分かるような形で説明をお願いできたら、よろしく。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 多分、洪水等の関係で三上小学校が50センチ水がつかますので、法的にそこは指定できないところもあるんですけども、ただ現実問題としまして、地元自治会や小学校につきましては、事前に連絡させていただきまして、そういうときには垂直避難、2階、3階、1階でしたらもう駄目なんですけれども、2階、3階に行くような、地元のお話をさせていただいています。併せて、近江富士団地さんの場合でしたら、近所の三上工業団地のところの工場の幾つかを、協定によって一時避難所として提供していただくようになっておりますので、現実には中学校まで避難していただくことはないと思

ます。

それとあと一点、すみません、ちょっと多分書類がまだ訂正してなくて申し訳ないんですけど、三上保育園が今年なくなりましたので、多分それで1か所減っていると思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 緊急指定避難場所、これはもう少し考え直す必要があるのではないかと思います。確かに先ほど言われました洪水の場合ですけれども、この洪水の場合は垂直避難というのが最近は盛んに言われるようにもなりました。それも大事でしょう。しかし、現実的にそこから水かさが増えていくというようなことが発生した場合は、そこから逃げ出すことが現時点にできなくなるといったことでは、緊急避難指定場所、これが非常に大事なものになるのではないかとということがあります。

それで、地元企業とも協定を結ばれているということなんですが、そういった民間施設利用ということについては、その近辺の自治会並びに住民の方には十分な説明というのがされているのかどうかをお聞きします。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 近江富士団地自治連合会さんのほうにはご説明申し上げて、実際に役員さん等が近隣の工業団地のほうに一度確認をされたという話を聞いておりますので、説明はさせていただいているはずです。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 近江富士団地だけということですか。あの近辺、七間場、大畑、それから、野洲のほうというところのほうは、周知徹底はされていないということですか。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 申し上げたのは三上の工業団地の話ということをお伺いしておりますので、七間場の辺りになってしまいますと、もうそちらのほうよりも、どちらかというとし役所方向に逃げたほうが早いはずですので、あくまでもその直近の周辺の自治会ということでございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 時間的な関係がありますので、この件でもう一点だけ、現実に地元住民の方は水害が起きたときに自分がどこへ行くんだと。当初は小学校へ行けとか、ということがあった。こういったことに大変不満があったんですよ。そういった点では、

この指定緊急避難場所という捉え方、これについてはもう一度危機管理課のほうで何らかの前進するような検討というのが必要であれば、私は検討に加えていただきたいということを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

3点目ですが、治安体制についてお聞きいたします。大きな被害が出たときに、地域住民の方が長期間にわたっておうちを留守にされる、帰れない、こういった状況の中での治安というのが非常に問題になっておりました。俗にいう火事場泥棒的な犯罪、こういったことも起きております。このことに対しまして、防災計画やら注意勧告の中には簡単に、警察の関係は書いてございます。これ以外のところでのこの治安体制についての考え、検討なりのことがあればお聞きしたいんですが。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） ちょっとお答えさせていただく前に、先ほどの段ボールの協定についての経緯を先にご説明させていただいてよろしいでしょうか。これは当時、両会社のほうから本市への営業がありまして、その後、平成29年、30年と、いつも自治会のほう、自治会の役員さんを対象としている自衛消防の防災リーダー等の研修会で段ボールベッドの使い方等についての訓練の講師としてご協力いただいているところでございます。そこから災害等に安定して供給できるということで協定を結んだところでございますが、そのときに地元の企業さんのほうにこちらのほうがお話をしてなかったのは事実でございます。また、議員さんからのご指摘でございますので、今後、そことのお話を含めて、内部で検討していきたいと思っております。この点は一旦終わります。

そして、治安体制の部分でございます。先ほど警察の部分以外のところということで質問いただいているところでございます。もちろん警察以外のところと言いましても、治安体制におきましては警察との協力が必要不可欠になっております。具体的には、市においては犯罪防止のためのパトロールの強化、車載マイクやメール配信などを用いた避難地域における犯罪予防に関する広報活動の実施などを考えているところでございます。もちろんその中で警察とのいろんな事情で協力をして、災害時については警察に全面的に協力して市民の安全確保に努めたいと思っております。警察の部分についてはご説明させていただかなくても。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） この治安対策問題では過去、野洲ではあまりこういった対策が必要というところまではないので安心なんですけど、これから先、いつ何どきこういったこ

とについての検討が必要になるかということがありますので、地元との関係、詳しくまた今後検討していただくということをお願いしたいと思います。

それで、4点目なのですが、ペットについてお聞きいたします。この野洲市内でもたくさん犬、猫を中心としたペットを飼っておられます。特に最近は表で飼われるというよりも、おうちの中で飼われる、こういったペットが非常に多くあります。それで、現実には災害が起きたときに避難場所へ行く際、このペットを同伴するという点については、盲導犬以外については一応避難所の中には持ち込めないというルールになっております。そこで、このペットを実際、災害が起きたときの避難場所での受入体制、抽象的には計画書のほうには書かれております。

そこで、私が詳しく聞きたいのは、こういったペットの受入れについての具体的な訓練なり計画というのが実際されたのかどうかという点だけお聞きしておきます。

○議長（岩井智恵子君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 工藤議員の避難所のペットの受入対策についてのご質問にお答えいたします。

本市で策定している避難所運営マニュアルにつきましては、今、議員ご指摘のとおり、一定ペットの持込みを想定はしているところでございます。これは、ペット飼育場所を屋外に設けるということや、ペット登録簿に記載を求めること等の位置づけをさせていただいております。

ただ、避難所に避難してこられた方の中には、動物が苦手な方やアレルギーを持つ方もおられ、またペットに起因するトラブルなども懸念されるところでありまして、また、新型コロナウイルス感染症防止のための社会的距離の確保が必要なことから、今期につきましては特に、通常の避難所運営以上に生活空間の確保が必要となってまいりますので、そういったことから、ペット避難空間の確保が困難となる避難所では、まずもって、ペットの持込みを禁止せざるを得ないということも考えております。

また、もちろん他の避難者の理解が得られて、物理的にペットの避難空間が確保できる避難場所でありましたら、必要に応じてペットを受け入れることになっていくと思っておりますけれども、先ほども申しましたように、新型コロナウイルス感染症対策下では、やはり数が限られることが想定されるので、まずはペットの災害時の避難方法については、自宅での留め置きや親戚、知人宅へ預けることなど、避難所へ持ち込む以外の方法について検討していただくことも肝要ではないかというふうに考えております。その上で、もし避難所

に同行せざるを得ない場合につきましては、ふだんからケージを嫌がることのないようにとか、あるいは無駄吠えをしないような平素のしつけが飼い主側のほうの対応として必要になってくるのではないかと。あるいは、また避難の際には餌など避難時のペット用品の備蓄をしていただくということも大切になってくるのではないかというふうに考えておりました、避難所の受入体制、避難所運営側の体制だけではなく、ペットの飼い主によるふだんからの備えについてもぜひご理解とご協力を頂きたいというふうに考えているところでございまして、市が主体的に平素からペットのしつけ等について指導を行うといったことはこれまでは実施をしておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。市が発行している文書等にも一部飼い主の方へのお願い事項等も記載されております。ここに私が今お持ちしているのが、滋賀県が出しているペットに関するガイドライン、詳しく記載されて非常に分かりやすいものになっております。こういったガイドラインというのを、例えば野洲版というものを作られる計画がないのかどうか。私はこういったガイドライン、野洲で今作れない、作る余裕がないということがあるとしたら、このガイドラインを今、庁舎の2階にたしか置いてありますよね、これが。こういったものを、例えば動物病院のところに置いていただくとか、そういったことも市が作る間がなかったら出していただくと、飼い主の方は非常にちょっと安心感が生まれるのではないかというふうに思いますので、その点の検討余地はないかどうかお聞きいたします。

○議長（岩井智恵子君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） まずガイドラインの作成についてでございますが、環境省等が中心になりまして、ガイドラインの作成についての呼びかけというのは行っておられますけれども、ふだんからのペットのしつけであるとか、避難所での行動計画につきましては、我々健康福祉部は避難所の運営を中心に担っているんですけども、市の組織の中でも他部局にまたがって調整をする必要があることから、全国的にもなかなかガイドラインの作成が進んでいないといったこともお聞きしています。また、行政ではなくて動物愛護団体等、民間さんが中心となってそういったガイドラインを作成されているという事例もお聞きしておりますので、そういったことも参考にしながら、今後必要であればガイドラインの作成というのも行っていく必要があるかというふうには考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 確かにこのガイドラインというのは詳細にわたって市で作るとなると多少時間とお金がかかるかと思えます。そういった点では理解しますが、滋賀県が発行しているものですから、この滋賀県というものを野洲のほうで採用させてもらうというようにことの許諾が得られるはずなので、そういった点も今後検討するときには検討していただきたいというふうに思います。

次に、5番目といたしまして、避難場所における受入可能数、これは一般質問の中に何名かの議員さんも質問されて、答えていただいたと思いますが、改めてこの確認をしたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 5点目の避難場所における受入可能数についてのご質問にお答えさせていただきます。

指定避難所は現在35か所を指定しておりますが、収容可能人数は合計で1万65人となっております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、各避難所における避難者の受入人数を、この半数程度までにすることにより適切に避難所運営を行う予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 1万65人、この数字については先日回答を頂きました。それで、この人数というのがどうしても計算するときには平米のところは何人が避難できるかという計算上であるわけですが、このコロナウイルスというものを考えた場合に、この1万65人という避難者の受入数がどの程度変化していくのか。新しく造られるとかは別として、現在の1万65人という、この避難予定数といいますか、避難計画数、これがどう変わっていくのかだけお聞きします。

○議長（岩井智恵子君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） まず想定される災害につきまして、一番大きなものとされているのが、琵琶湖西岸断層帯地震でございます。1週間の避難者が4,843人でございます。約半分以下ということでございます。そこで、先ほどコロナの関係で倍の面積を取

るということです。実際に倍の面積を取るというのは、家族さんまで倍の面積を取ること
はできませんので、家族単位でという形になると思います。これにテントとかを併用させ
ていただくことによって、また中での消毒とか検温等とか隔離等によって、適切な運営を
していく予定になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） この災害については特定の場所、局地的なところで避難される
場合は、そう大きな問題にならないかと思えますけども、野洲市全体に及ぶような災害、
これがどういった災害になるのか、正直言って、今細かく私どもも言うことはできませ
んし、想定できない災害というのがここ最近、地球全体でも起きていますし、この日本でも
起きております。そういった点でいきますと、野洲市民全体が避難可能だということもや
はり想定しておかなければ、いざ災害が起きて被害が出た場合、想定外だったというよう
なことがないような体制がこの野洲市でも必要ではないかと思えます。

それで、最後の6番目に移ります。3密を受けながらの避難場所対策というのは喫緊の
課題です。行政といたしましては現実の対応に大変多忙であるということも市長の説明で
もありました。これまでの防災計画にウイルス感染対策というものを、これを加えたもの
というものを作るべきだというふうに思いますが、当然市としても予定はされている
かと思えますけども、今日までのその経過、それから、今後の計画というものをお聞きし
たいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、工藤議員の避難場所における新型コロナウイ
ルス感染症対策についてお答えいたします。

本市の避難所運営マニュアルにも感染症予防として手洗い、消毒等の励行等を定めては
いますけれども、今般の新型コロナウイルス感染症への対策としては十分とは言えない状
況というふうに考えております。

今回、出水期を迎えまして、先に述べました避難所運営マニュアルのうち、感染症対策
が定められました保健衛生班の項目につきまして、たちまち新型コロナウイルス感染症の
予防対策に特化した留意事項を、別立てで新たに整理をさせていただいたところでござ
います。特に、3つの密を避けること、飛沫、接触感染の防止対策を徹底すること、また施設
の利用時の動線と安全性を確認しておくことといった3つのポイントに絞り、開設予定の

避難所数の想定も含めまして、十分な空間を確保すること、パーティションなどで居住空間を分離すること、定期的に換気を行うこと、また共用部分の消毒の励行、必要に応じた学区単位での保健師配置の想定等、感染症予防のための行動を活動内容に追記をし、避難者と共に感染拡大を防止できるよう追加修正を行わせていただいております。

なお、今回の追加内容につきましては、コロナウイルス感染症対策に特化した部分を分かりやすくするため、本体のマニュアルとは別立てというふうになっていますけれども、今後本体のマニュアルのほうにも取り込んで、一本化をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今後の文章を作られる際に一つお願いをしておきたいと思えます。非常に、行政もしくは国、こういった自治体等から出てくる文章というのが非常に一般市民の方にとっては聞き慣れない言葉や難しい言葉というのがよく使われます。それで、文章の表現としてはもう少し、言葉的に悪いんですけども、レベルを下げると言いますか、そういった分かりやすい言葉を使ったものにしていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

以上をもちまして、1点目は終わらせていただきます。

引き続きまして、2点目に入らせていただきます。

今回も投票率向上についての一般質問の通告書を提出させていただいております。今年の10月には野洲市長選挙を控えております。また、来年秋までには必ず衆議院選挙も行われます。そして、それが済めば、市議会議員選挙が続いていくようになっております。過去、私は一般質問でも同様の内容を取り上げました。それで、抜本的解決策というのは重々承知しておりますが、今後、こういった選挙に備えての投票率向上というものがどうも期待できるような状況に今、ありません。それで、少なくとも投票所がもっと便利な場所にあれば、投票率向上というのが期待できるのではないのでしょうか。コスト面の課題はありますが、より多くの有権者に選挙に参加していただくということはかけがえのないのではないのでしょうか。もちろん前回回答を頂きました、これは特に市長のほうから答弁がありました、候補者の努力というものも必要だということは十分理解しております。しかしながら、行政もしくは選挙管理委員会には従来の取組に加え、更なる投票率向上というものに努力していただくことを期待して質問に入ります。

まず、市長にお伺いいたします。市長選挙を控えまして、投票率向上というこの問題について、市長の見解を前回に引き続いてお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 工藤議員の投票率向上への考え方のご質問にお答えいたします。

前回申し上げましたように、基本的には投票率とか投票行動については選挙管理委員会の権限ですので、私がお答えをできる立場ではないと思います。

ただ、それだけでは素っ気ないので申し上げますと、一つは今も触れていただいたように、候補者の人たちが自らの政策を分かりやすく、広く訴えられるということだと思いません。ただ、物には中身と器ということがありますから、中身というのは今の政策であったり、訴える活動ですけども、もともと日本の選挙制度、公職選挙法が堅すぎるわけですね。昔は金銭で買収とか供与もあったんですが、何かそれを恐れて、市民なり候補者の選挙活動、政治活動が、これは日本にいと当たり前だと思っておられますけども、事前の運動が駄目だとか、公的立場であったら政治的発言はできないとか、これは異常なぐらい、物すごく異常なんです。これは戦前に、滋賀県は一番選挙が乱れていたという歴史が書いていますけども、滋賀県は有名だったんです、昔は、戦前は。全国的にもいろいろあったから、堅い選挙制度になっていますけども、もう少し伸びやかな選挙制度、政治活動ができるようにすると、これは喫緊の課題だと私は思っています。この公職選挙法でやっていけば、いつまでたっても、市民、国民と選挙の投票行動が結びつきません。この辺りを言っている人はあまりいないと思うんです。私も個々に国に言いましたけど、全然、前も言いましたように取り合わない。これは国会議員の仕事ですと言われて、国の総務省の役人さんは権限がないので逃げています。ぜひ皆さん方、声を上げていただきたい。これをやれば随分、いい意味で市民の皆さんが支持する人、あるいは、自分のまちへの思い、国への思いを訴えられると思いますから。この新型コロナを契機に、ぜひいい展開ができるようにと私は思っています。

それと絡めて、多分次にご質問になる投票なんですけども、もう電子投票にすればいいわけですね。工藤議員はマイナンバー反対だと思うんですけども、私は反対ではないんですが、きちっとセキュリティーが守られたらいいと思います。ただ、今回、口座とひもづけというのは、私は反対ではないんですけど、心配しているんですけども、そんな簡単なことではない。みんなが口座を持つとか、赤ちゃんまでとか、そういった問題とセキュリティーの問題なんですけど、セキュリティーは確保されるということであれば電子投票をすれ

ばいいわけで、マイナンバーとパスワードで投票、あるいはマイナンバーカードを使って投票、それができるのであれば投票所も、もちろん自宅でもできるかも分かりませんが、端末をきちっと設置すればいいので、自治会館に2台ずつぐらい端末を置けば、あとは今、国が想定している5Gとか、そういったワイヤレスのシステムで、これは一番新型コロナウイルスの、ポストコロナの私は大きな課題だと思っているんですけどね。学校でも子どもに1台タブレット、パソコンを渡すと言っているので、セキュリティーとシステムとをつくって、マイナンバーカードとパスワードで投票すればいいと。そうすると、もう職員のこの膨大な作業も要りませんし、リアルタイムで投票率が出てきますから、皆さん、この投票率は低いからということで、投票に行かんといかんとか、いい意味で関心が高まります。いい意味で、スポーツと一緒にですからね。だから、もう抜本的に誰か案を練ってほしいんですけども、ぜひ政党のほうで頑張ってくださいと思います。

だから、投票所を増やすことも何でもなくなりますし、自宅の端末からもいけるという、そういうぐらいの大胆な発想で、公職選挙法のシステムとか、あるいは投票に関わる装備、ハードウェア等々もぜひこれから一気に変えていっていただくことを期待して、あえてご質問ですからお答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 前回も今回と同じような回答を頂きました。いろいろ私はこの投票率問題は非常に全国でも頭を抱えている問題かと思っています。それでいて、特定するのはちょっとはばかるんですが、あえて言いますと、この野洲市役所で期日前投票も行われております。当日の投票もこの野洲市役所です。特にこの野洲市役所の投票率が野洲市の中では一番悪いというところにもなっているんです。低いと言いますか。この結果が過去ずっと出ております。こういった面でも、私は投票率の向上というのは何か特効薬があれば本当にいいかなと思います。

こういうことは非常に難しいんですが、こういった中で、もう一つ市長にお聞きいたします。候補者というのがこの選挙をどれだけ興味あるものに引きつけていくかというのは、非常にこれは市長選挙にかかわらず、ほかの選挙でも同様なことだと確かに思います。それで、この場で聞いていいのかわかりませんが、過去に行われているかどうか私も詳しく存じてないんですが、例えば首長選挙、この市長選挙におきまして立会演説等の要請があれば、市長のほうは堂々とそういうのには参加されるという考えでしょうか。難しいですか。

○議長（岩井智恵子君）　ちょっと質問が。

○13番（工藤義明君）　すみません、民間のほうの団体がもし公の立会演説を開催すると、そこに候補者のほうに来ていただきたいという要請があれば、市長は出席をされるかどうかという点をお聞きしたかったんです。

○議長（岩井智恵子君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　ちょっとご質問の趣旨がよく分からないんですけども、選挙期間中なのか、それまでなのかとか、ガチガチの公職選挙法ですから、その区分が要りませんが、いずれにしても私は声をかけていただいたらどこへでも出かけていっていますし、民間であろうが、公的団体であろうが、まちづくり、政策についての議論とか情報交換であれば、私個人としてはどこへでも参ります。

○議長（岩井智恵子君）　工藤議員。

○13番（工藤義明君）　ありがとうございます。それでは、次に、投票所の減少というのが前回行われてきました。前回も聞きましたけども、私はこの投票所の減少というのではなくて、一般市民の方、特に高齢を迎えるこの年代になりまして、高齢者が非常に多くなっている中では、身近にある投票所というのがどうしても必要かと思えます。その点での考え方を再度お聞きしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君）　市木選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（市木不二男君）　工藤議員の2点目の投票所の減少ではなく、身近なところでできる環境をとということについてお答えします。

投票所につきましては、前回の質問でもお答えしましたとおりではございますが、平成28年度以降、33か所から25か所へ再編させていただいております。これにつきましては、前回と同様でございますが、施設のバリアフリー化や駐車場の確保等の状況等を踏まえて実施したものでございまして、投票所の利便性の向上を図ることを目的として、投票環境の向上を図ってきたところでございます。

現実的に投票率の低下につきましては、前回の答弁とも同様ではございますが、複合的な要因がございますので、なかなか投票所の数だけで向上に向けて直接的に影響を与えることはないように考えておりますので、現時点では投票所を増設するという想定はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君）　工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今の内容ですが、何回も繰り返すのも大変申し訳ないんですが、こういった考え方はやはり、市と言いますか、行政側の考え方に基づいて行われてきているかと思うんですよ。実際、市民の方の投票行動を考えた場合には、私はお金がかかろうとどうしようと、もっとやはり投票所というのは増やすべきではないかというふうに思います。

それで、同様の質問が3点目に私は上げています。期日前投票所の設置個所、こちらも増やす方向での検討というのを、私はこの文書を提出しております。この点についても併せてお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市木選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（市木不二男君） 工藤議員の3点目の期日前投票所の設置個所を増やす考え方についてお答えいたします。

期日前投票所の増設につきましては、近年の例では、他市でもそうなんですが、集客の見込める大型商業施設等へ設置されるのが主流となってまいっております。ただし、本市の場合は、現在の既存の2か所、市役所と北部合同庁舎の防災コミセンでございますけども、ここの期日前投票所が近隣の商業施設にもう現実に近接となっておりますので、現状では地理的要因を考えますと、増設の考えには至っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、2か所の期日前投票所というのがありました。期日前投票所を増やしたからといって投票率が大きく向上するというふうには私も確かに考えておりません。しかし、今おっしゃったように、人がたくさん集まる場所ということ考えたときに、この市役所から近いところで、アルプラ、ここには非常に多くの方が買物に来られるという、この人が多く集まるということもございます。ぜひこの期日前投票所というところに、こういうアルプラというものを加えていただけないかどうか、その辺の検討を私はこれからでもしていただきたいというふうに申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 何でしょうか。

○13番（工藤義明君） 訂正いたします。すみません。先ほど段ボール会社が、私は唯一で三上の会社と申し上げましたけど、今、同僚議員のほうからありましたように、別にも

あるということを知りましたので、その点はちょっと訂正させていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による一般質問は終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明16日から6月24日までの9日間は休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、明16日から6月24日までの9日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る6月25日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。長いことご苦勞さまでございました。ありがとうございます。（午前11時29分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年6月15日

野洲市議会議長 岩井 智恵子

署名議員 長谷川 崇朗

署名議員 橋 俊明